

特許協力条約に基づく
国際出願等に関する法律

(昭和五年三月二〇六号)
法律
第
三
年
三
月
二
〇
六
号)

【沿革略記】

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五三年四月二六日法律第三〇号をもつて公布、同年一〇月一日から施行）

改正

（昭和五九年五月一日法律第二三号附則をもつて同法中改正、同年八月一日より施行）

（昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行）

（昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行）

（平成五年一一月一二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行）

（平成六年一二月一四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行）

（平成八年六月一二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行）

（平成一〇年五月六日法律第五一号をもつて同法中改正、同一一年一月一日から施行）

（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行）

（平成一一年一二月二二日法律第二二〇号附則をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行）

行

（平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許関係料金の改定に關係した改正規定は、同一六年四月一日から、その他の改正規定は同年一月一日から施行）

（平成二三年六月八日法律第六三号をもつて同法中改正、同二四年四月一日から施行）

（平成二六年五月一四日法律第三六号をもつて同法中改正、附則第九条の改正規定は公布の日、地域団体商標の改正規定は同年八月一日、意匠法等の改正規定の一部は同二七年五月一三

日、その他の改正規定は同二七年四月一日から施行)
(平成二七年七月一〇日法律第五五号をもつて同法中改正、同二八年四月一日から施行)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

目 次

第一章 総則（第一条）	二〇四五
第二章 国際出願（第二条—第七条）	二〇五三
第三章 国際調査（第八条・第九条）	二〇六五
第四章 国際予備審査（第一〇条—第一五条）	二〇七〇
第五章 雜則（第一六条—第二一条）	二〇八〇
附則	二〇九二

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この法律は、千九百七十七年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、この法律の趣旨を示したものである。この法律は一九七〇年六月一九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「PCT」という。）の批准に伴い、それを日本国において実施するための法律である。すなわち、この法律は、PCTの規定のうち特許庁と出願人との間の手続のうち必要なものを規定したものであり、具体的には、日本国民又は日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という。）が、PCTの加盟に伴い特許庁に対し日本語等で国際出願ができること、その他特許庁が受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関として行動する場合における特許庁とその出願人との間にとられるべき手続を明定するとともに、PCT上国内法令に委ねられている手数料の徴収等について規定している。

〔参 考〕

（一）一九七〇年六月一九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）

続、開始前の先行技術調査の実施、方式の統一等により、多数国出願と各国別審査に要する労力重複の軽減を図るとともに、開発途上国援助（技術情報の提供、特許制度発展のための技術援助）を行うこと等を目的として採択されたもので、一九七八年一月二十四日に発効し、同年六月一日から国際出願の受付業務が開始され、また、二章（国際予備審査）も同年三月二九日から適用され、六月一日より同様に受付が開始されている。

二〇一六年四月現在、この条約の加盟国は、一四八カ国である。なお、日本は一九七八年一〇月一日に加盟した。この条約の概要は次のとおりである。

(1) 国際出願（PCT三条）

PCTに基づき国際出願をすることができる者は、原則として締約国の居住者及び国民である（PCT九条）。そして、国際出願は所定の受理官庁（原則としてその国の特許庁）に提出される（PCT一〇条）。

国際出願は、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約からなる（PCT三条(2)）。

国際出願の使用言語は、国際出願について国際調査を行う機関が認める言語又は国際公開の言語のうち少なくとも一つの言語を受理官庁が定める（PCT三条(4)）。

国際出願の方式要件は、PCT及びPCTに基づく規則中に詳細に定められており、国内段階でそれ以上の要件を課せられることはない。そして、それらの要件のうち、出願日を認める要件を満たした国際出願に対して、受理官庁は国際出願日を認める（PCT一一条）。

国際出願日を認められた国際出願は各指定国において国内出願としての効果を有し、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなされる（PCT一一条(3)）。

(2) 方式点検（PCT一二条、一四条）

国際出願は、受理官庁において所定の方式点検に付される。

方式点検の内容は次の二つに大別される。

(イ) 国際出願日を付与するに必要な方式要件の点検（PCT一一条）

たとえば、出願人適格、使用言語、外見上明細書と思われる部分、外見上請求の範囲と思われる部分の有無等国際出願の本質的要件にかかるものである。

これらの要件について欠陥がある場合には国際出願日は認められず、補充（補完）により欠陥がなくなつた時点で国際出願日が認められる。

(ロ) 国際出願日を認めることには影響を与えない他の方式要件の点検（PCT一四条）

たとえば、発明の名称の有無、要約の有無、あるいは様式上の要件等にかかるものである。

これらの要件について欠陥があるときは、受理官庁は出願人に対して補充命令を出し、出願人からの補充書等の提出により要件が満たされば、当該国際出願に関する手続は続行し、要件が満たされないとときは当該国際出願は取り下げられたものとみなして、受理官庁はその旨の宣言を行う（PCT一四条(1)(b)）。

国際出願日を認められた国際出願は、優先日（PCT二条(xi)）から一三月以内に国際事務局に送付されることとされており、一定の期間内に国際事務局に送付されないとには、国際事務局は当該国際出願が取り下げられたものとみなす（PCT一二条(3)）。したがつて、受理官庁は、速やかに前記(イ)の方式点検を行い、優先日から一三月以内に国際出願の送付ができるようにしなければならない。

受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合あるいは国際出願が取り下げられたものとみなすことを宣言した場合又は国際事務局が国際出願を期間内に受領しなかつたことを理由としてその国際出願が取り下げられたものとみなすことを宣言した場合には、指定官庁による検査（review）を受けることができる（PCT一二五条）。

(3) 国際事務局、国際調査機関への国際出願の送付（PCT一二条）

国際出願日を認められた国際出願については、記録原本を国際事務局に、また調査用写しを国際調査機関に、それぞれ優先日から一三月以内に到達するよう受理官庁が送付する。受理官庁は、国際出願の受理官庁用写しを保持する。

(4) 国際調査（PCT一五条）

国際調査機関では、送付された国際出願について国際調査を行い、国際調査報告を作成する（PCT一七条、一八条）。

国際調査は、その国際出願について関連する可能な限り多くの先行技術を発見することを目的として、明細書及び図面に妥当な考慮を払い、請求の範囲に記載された発明に基づいて行い、いかなる場合も最小限資料を調査する。

国際調査報告の作成期限は、調査用写しの受領から三月、あるいは優先日から九月のいずれか遅いほうである。したがって、国際調査報告が作成される最も遅い期限は、優先日から一六月となる。

作成された国際調査報告は、国際事務局及び出願人に送付される。

出願人は送付された国際調査報告をみて、出願を続行するか取り下げるかを判断し、また補正の必要を認めた場合には、補正書を国際事務局に送付する（PCT一九条）。

他方、国際事務局は、送付された国際調査報告を、国際出願の全書類（PCT一九条の規定に基づく補正書を含む）とともに、指定官庁からの請求により各指定国に送達する（PCT二〇条）。

(5) 国際公開（PCT二一条）

国際出願は、優先日から一八月を経過したのち速やかに国際調査報告とともに国際事務局により公開される。なお、国際出願が英語以外の言語である場合には、その出願の要約、要約に添付する図に係る文言、発明の名称及び国際調査報告の英語への翻訳があわせて公開される。

国際公開の指定国における効果は、国内公開の当該指定国の国内法令が定める効果と同一であるが、その効果の生じる時点については各指定国の選択により定められる（PCT二九条）。

(6) 国際出願の国内段階での審査

国際出願は、指定国において、正規の国内出願として審査が行われる。

各指定国には前述したように国際事務局が国際出願及び国際調査報告を送付するが、所定の翻訳文については出願人が所定の国内手数料とともに各指定国に提出しなければならない。所定の翻訳文の提出期限は優先日から三〇月以内である（PCT二三条）。

その後に各指定国では、国際調査報告を参考にして通常の国内出願と同様に国内手続に従い処理することとなる。

(7)に述べる国際予備審査が当該国際出願について請求されている場合には、選択国には国際事務局から国際予備審査報告がさらに送達されるので、選択国では国際予備審査報告も審査の参考資料として審査を行う。

(7) 国際予備審査

国際予備審査に関しては、PCT二章に規定されており、各締約国において留保可能な事項となっている。

国際予備審査は、国際調査が関連する先行技術を単に列記するのに対し、請求の範囲ごとに、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての見解を示す（PCT三五条）。しかし、その見解は各国特許庁での特許性の判断をなんら拘束するものではない。

国際出願をした出願人がその国際出願につき国際予備審査を受けることを希望するときには、出願人は国際出願とは別個に、所定の国際予備審査機関に、国際予備審査の請求をする（PCT三一条）。

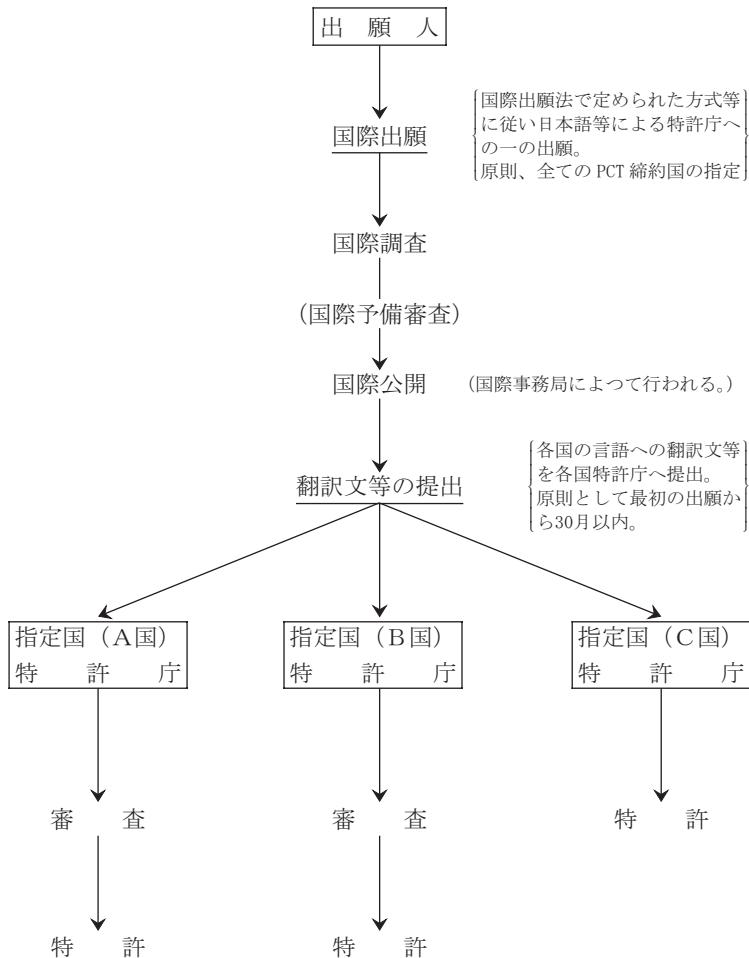
国際予備審査の請求をした出願人は、国際予備審査報告が作成される前に、国際出願の請求の範囲、明細書又は図面について補正をすることができる（PCT三四条(2)(b)）。

国際予備審査機関は、請求に基づき国際調査報告に列記された文献を考慮に入れて国際予備審査報告を作成する（PCT三三条）。

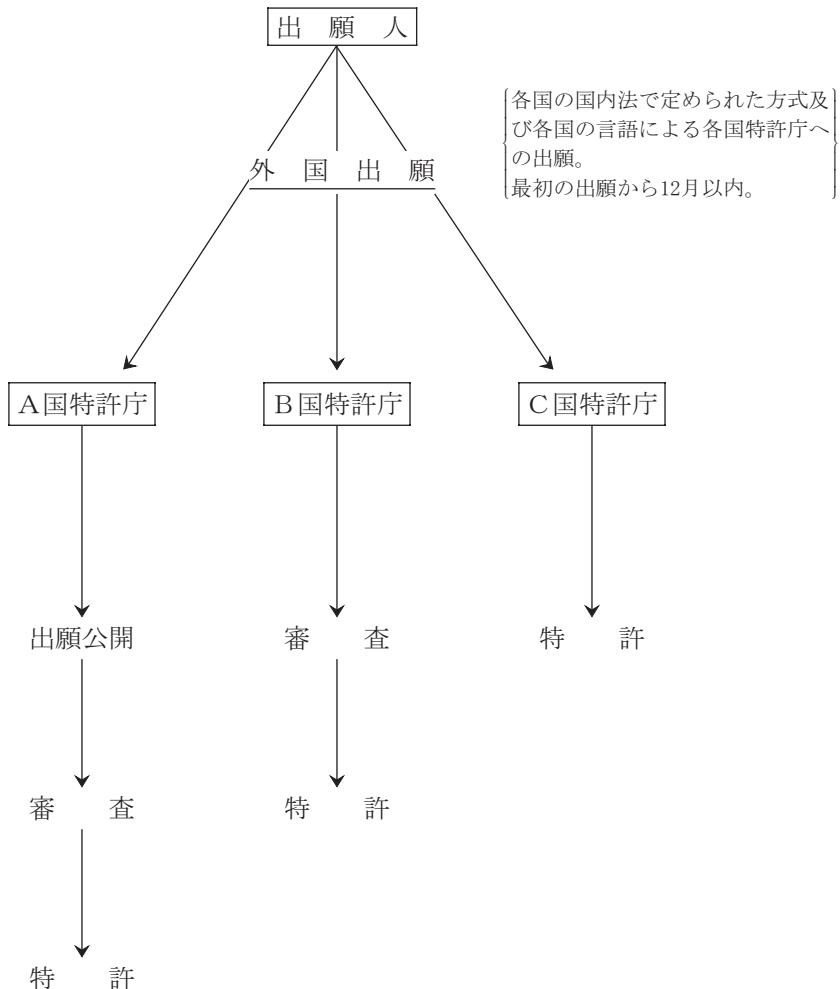
作成された国際予備審査報告は、国際事務局及び出願人に送付される。国際事務局は国際予備審査報告を各選択官庁に送達する（PCT三六条）。

出願人は、手続の続行を望む場合には優先日から三〇月以内に各選択国に対して所定の翻訳文を提出するとともに、所定の国内手数料を納付する（PCT三九条）。

特許協力条約（国際出願法）ルート



在来ルート



第二章 国際出願

(国際出願)

第二条 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という。）は、特許庁長官に条約第二条の国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をするときも、同様とする。（改正、平一一法律一六〇、平一五法律四七）

〔趣旨〕

本条は、PCT九条（出願人）及び一〇条（受理官庁）を受けた規定であり、特許庁長官に対して国際出願をすることができる者を定めたものである。

PCT九条(1)は、締約国の居住者及び国民は国際出願をすることができる旨、すなわち、一般的に国際出願をすることができる能力について規定し、PCT規則19.1(a)は、国際出願はPCT規則19.1(b)の規定（他の締約国又は政府間機関に受理官庁業務を代替させることができる旨の規定）が適用される場合を除くほか、出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁等に対して行うとされており、我が国は受理官庁業務を他の国に委ねることは考えていないことから、日本国民等は、特許庁長官に対し国際出願をすることができることとなる。また、二人以上の出願人がある場合は、PCT規則19.2(i)の規定により、少なくとも一人が日本国民等であればPCT規則19.1(a)(i)及び(ii)に規定する要件は満たされたものと

みなされるので、日本国民等と日本国民等以外の者の共同出願の場合において、出願人に日本国民等が一人含まれていれば、特許庁長官に対し、国際出願をできることとなる。

なお、本法律制定時、二人以上の出願人がある場合について、日本国民等が出願人の代表者であるか、又は筆頭出願人でなければ、特許庁長官に対し国際出願することは認められず、その条件はPCT規則19.2に規定されていたことから、本条後段において、日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願ができる場合として、「日本国民等を代表者とするときその他経済産業省令で定める要件に該当する」場合を規定していたが、PCT規則19.2が前述のような規定に改正されたことに伴い、平成一五年の一部改正において、これを整理したものである。

(願書等)

第三条 国際出願をしようとする者は、日本語又は経済産業省令で定める外国語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を特許庁長官に提出しなければならない。(改正、平一一法律一六〇)

2 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て
- 2 出願人の氏名又は名称並びにその国籍及び住所又は居所(出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所)(改正、平一五法律四七)
- 3 発明の名称
- 4 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項(改正、平一一法律一六〇)
- 5 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらに書類に関し必要な事項は、経済産業省

令で定める。(改正、平一一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、PCT三条(2)及び(4)、四条、五条、六条並びに七条の規定を受けた規定であり、国際出願をしようとする者が特許庁長官に対し提出しなければならない書類と、それらの書類の記載事項等について定めたものである。

一項は、PCT三条(2)の規定を受けて国際出願をしようとする者は、特許庁長官に対し、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を提出しなければならない旨を定めるとともに、PCT三条(4)(i)の規定を受けて、それらの書類は日本語又は経済産業省令で定める外国語で作成しなければならない旨定めている。なお、この国際出願は、PCT三条(4)(ii)の発明の單一性の要件を満たしている必要がある。

二項は、PCT四条(1)等の規定を受けて、国際出願の願書の記載事項について定めたものであり、一号はPCT四条(1)(i)、二号はPCT四条(1)(iii)、三号はPCT四条(1)(iv)、また、四号は願書の記載事項として、一号から三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定めることができる旨定めているが、これはPCT規則の規定により願書に記載することとされている事項及びPCT又はPCT規則の規定により願書に記載することが出願人の任意に委ねられている事項については、経済産業省令で定めることにしたのである。なお、平成一四年九月のPCT同盟総会において、PCTにおける手続の簡素化・合理化、業務重複の排除、出願人のコスト削減などを目的として、国際調査及び国際予備審査の効率化、指定概念の廃止、PLT((Patent Law Treaty)特許法条約)との整合等、PCT制度全体についての簡素化を図るためのPCT規則改正が採択され、願書に記載すべき事項の簡素化が行われたことに伴い、平成一五年の一部改正により、次の改正を行った。

PCT規則4.1において国際出願の願書の記載要件である国の指定及び広域特許を希望する旨が削除されたこと、及び

PCT規則^{4.9}において国際出願をすることにより国際出願日において条約に拘束される全ての締約国の指定がなされる旨が規定されたことに伴い、旧四号及び旧五号を削除した。

同規則^{26.2}の2において、PCT一四条(1)(a)(ii)に定める出願人に関する所定の記載に関する方式要件としての、出願人の国籍及び住所は、その受理官庁に出願をする資格を有する者のうち一人の記載があれば十分とする旨改正されたことに伴い、二号中の「、国籍及び住所又は居所」を「並びにその国籍及び住所又は居所（出願人が二人以上ある場合については、日本国民等のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所）とした。

三項は、国際出願の明細書等の書類に記載すべき事項等は、経済産業省令で具体的に定める旨を規定したものである。

〔字句の解釈〕

1 「経済産業省令で定める外国語」昭和六〇年の一部改正により、特許庁を受理官庁とする国際出願について、他の国際調査機関、国際予備審査機関による国際調査、国際予備審査を受けられる制度を採用した（八条の「趣旨」参照）。これに伴い、欧州特許庁が我が国の国際調査機関等として行動することが可能になり、英語による国際出願を受理することとなつた（施規一二条参照）。

2 「経済産業省令で定める事項」出願人のあて名、代理人の氏名及びあて名、発明者の氏名又は名称及びあて名、PCT八条及びPCT規則^{4.10}の規定による優先権の主張に関する事項及びPCT四三条の規定による特定の種類の保護を求める旨の主張に関する事項（施規一五条参照）。

3 「三項の経済産業省令」PCT五条及びPCT五規則に規定する明細書の記載方法、PCT六条及びPCT六規則に規定する請求の範囲の記載方法、PCT八規則に規定する要約書の記載方法等（施規一七条、一八条、一九条及び二〇条参照）。

(国際出願日の認定等)

第四条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。(改正、平一五法律四七)

- 一 出願人が第二条〔国際出願〕に規定する要件を満たしていないとき。
- 二 前条第二項第一号に掲げる事項の記載がないとき。(改正、平六法律一一六、平一五法律四七)
- 三 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。(改正、平六法律一一六)

四 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。(改正、平六法律一一六)

五 明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

(本号追加、平六法律一一六)

2 特許庁長官は、国際出願が前項各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。(改正、平一五法律四七)

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、PCT 一条を受けた規定であり、国際出願日の認定、国際出願の補完命令等について定めたものである。一項は、PCT 一条(1)の規定を受け、各号に掲げる瑕疵のない国際出願については、特許庁長官はその国際出願が

特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない旨を定めている。瑕疵の有無を判断する基準の日は、その国際出願が特許庁に到達した日である。特許法では願書等の出願書類の提出については発信主義をとっている（特許法第十九条）が、PCTの場合には到達主義をとっているので「特許庁に到達した日」という表現でその旨を明定している。国際出願日が認められた国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果を有するものとし、国際出願日は各指定国における実際の出願日とみなされることとなる（PCT二条(3)）。ことから、この国際出願日の認定という行為は、受理官庁としての特許庁長官が行う处分のうちでもっとも重要なものの一つであり、各号に掲げる瑕疵がないにもかかわらず国際出願日を認定しないことは許されない。瑕疵がないにもかかわらず、特許庁長官が国際出願日を認定しなかった場合には、PCT二五条の規定により出願人は指定国において救済を求めることが可能となる（同法第二条(1)(ii)、三号がPCT二条(1)(iii)(a)、四号がPCT二条(1)(iii)(d)及び(e)、五号がPCT二条(1)(ii)の規定にそれぞれ対応するものである。なお、平成一五年の一部改正により、国際出願の願書の記載要件である国指定期間が削除されたことに伴い、二号から指定国の記載の要件を削除した。

二項は、PCT二条(2)(a)の規定を受け、国際出願が一項各号に掲げるいずれかの瑕疵を有する場合には、特許庁長官は、国際出願日を認定せず期間を指定してそれらの瑕疵を補完するよう出願人に命じなければならない旨を規定している。出願人がこの命令に応じてきた場合には、三項により国際出願日が認定され、応じてこない場合には、PCT規則20.4(i)の規定により国際出願として取り扱われることとなる（施規二五条参照）。なお、出願人が補完命令がないにもかかわらず、自発的に手続の補完に係る書面を提出した場合についても、四条三項の規定によりとした手続と同様に取り扱われる（二七条参照）。

三項は、PCT二条(2)(b)の規定を受け、二項の規定による補完命令に対し出願人が指定した期間内にそれらの瑕疵

を補完してきた場合には、特許庁長官はその補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない旨を規定している。特一七条三項の規定による補正命令の場合は、その補正に応じてきた場合には出願日が繰り下がることがないのに対し、PCTの場合は、特許法では補正の対象となり得ないような出願の重要な要素となる部分の欠缺等重大な瑕疵をPCT一一条(1)、(2)(a)において補充命令の対象とし、補充がされた日が国際出願日となるといういわば新たなる出願手続を行うかのような構成をとつていてることに対応したものである。

なお、平成六年の一部改正において、平成三年のPCT同盟総会において改正されたPCT規則旧20(c)を適用することとしたのに伴い、従来、国際出願について願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書のすべてが日本語で作成されていない場合及びそれらのすべてが経済産業省令で定める外國語で作成されていない場合には国際出願日を認定しない旨の規定（旧二号）を削除し、新たに、国際出願について明細書及び請求の範囲が日本語又は経済産業省令で定める外國語で作成されていない場合には国際出願日を認定しない旨を規定した（五号）。

〔字句の解釈〕

1 「相当の期間」 PCT規則20(a)(i)に規定する命令の日から二月である。なお、この期間経過後に到達した補完に係る書面は受理されないのは当然である。

2 「補完」 PCTは、国際出願に欠陥がある場合に受理官庁がとる措置として、一一条(2)(a)及び一四条(1)(b)前段において補充命令の規定をおいている。これらの補充命令は、それに対し応答があつた場合に、一一条の場合は補充がされた日が国際出願日となり、一四条の場合は出願日が繰り下がらないという効果に相違があることから、国内法ではそれを明確にするため、一一条の場合は補完命令、一四条の場合は補正命令としたものである。

（同前）

第五条 特許庁長官は、国際出願において、その国際出願に含まれていない図面についての記載がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けた者が經濟産業省令で定める期間内に同項の記載に係る図面を提出したときは、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。(改正、平一一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、PCT一四条(2)を受けた規定であり、国際出願に含まれていない図面についての通知とその図面の提出の効果について定めたものである。

一項は、国際出願の願書あるいは明細書中に図面についての記載があるにもかかわらず、提出された国際出願にはそれに相当する図面が含まれていないことを発見した場合には、特許庁長官はその旨を出願人に通知する旨を規定している。なお、四条二項の手続の補完命令、六条の補正命令と異なり、この通知に対して出願人が図面を提出しなくとも国際出願日を認めない等のなんら不利益を受けず、ただ、図面への言及はないものとみなされるだけである(PCT一四条⁽²⁾)。また出願人がこの通知を受領した日がいつであるかにかかわらず、図面を提出することができる期間は一定の期間である(〔字句の解釈〕⁽¹⁾経済産業省令で定める期間⁽²⁾参照)。出願人が、通知がないにもかかわらず自発的に図面を提出した場合についても、五条二項の規定によりとった手続と同様に取り扱われる(一七条参照)。

二項は、一項の通知に対し出願人が經濟産業省令で定める期間内に図面を提出した場合についての取扱いを定めている。

〔字句の解釈〕

〈經濟産業省令で定める期間〉 国際出願に含まれていない図面についての記載がされている旨の通知の日から二月であ

る（施規二七条参照）。

〔補正命令〕

第六条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

一 願書が日本語又は第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されていないとき。（本号追加、平六法律一二六、改正、平一一法律一六〇）

二 発明の名称の記載がないとき。

三 図面（図面の中の説明に限る。）及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていないとき。（本号追加、平六法律一一六）

四 要約書が含まれていないとき。

五 第十六条第三項「代理人による手続」の規定又は第十九条第一項前段において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第七条第一項から第三項「未成年者、成年被後見人等の手続をする能力」までの規定（第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反しているとき。

六 経済産業省令で定める方式に違反しているとき。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、主としてPCT一四条(1)の規定を受けた規定である。PCTでは国際出願に欠陥がある場合について、一一

条(2)(a)及び一四条(1)の規定により、出願人に対し補充命令を行うこととなつてゐるが、本法律においては、一條(2)(a)の補充命令は四条二項で手続の補完命令として、また、一四条(1)の補充命令は本条で手続の補正命令として規定したものである。

本条による補正命令の対象となる瑕疵については各号で規定しているが、二号はPCT一四条(1)(a)(iii)に、四号はPCT一四条(1)(a)(iv)に、六号はPCT一四条(1)(a)(i)、(ii)及び(v)に対応した規定である。五号に掲げる瑕疵は、PCT一四条(1)の規定によるものではなく、PCT二七条(7)が、受理官庁は当該受理官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によつて出願人が代理されるという要件に関する限り国内法令を適用することができる旨規定していることを受け、一六条三項において本法律による手続の代理を原則として弁理士、弁護士に限つたこと、一九条一項前段において特許法七条一項から三項までを準用し、未成年者、成年被後見人等による手続を制限したことに伴い、手續がそれらの規定に違反してなされた場合には、補正命令の対象とすることとしたものである。

なお、平成六年の一部改正において、四条一項の改正により願書、図面及び要約書が日本語、又は経済産業省令で定める外国語で作成されていない国際出願についても手続の補完を命ずることなく国際出願日を認定することとしたこと、並びに平成三年の同盟総会において改正されたPCT規則^{26.3}の3(a)の規定を適用することとしたことに伴い、新たに、国際出願について、願書が日本語又は経済産業省令で定める外国語で作成されていない場合(一号)、並びに図面(図面の中の説明に限る)及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていない場合(三号)には、特許庁長官は、手続の補正を命じなければならない旨を規定した。

〔字句の解釈〕

- 1 〈補正〉四条の「字句の解釈」〈補完〉の項参照
- 2 〈相当の期間〉 PCT規則^{26.2}に規定されており、補正命令の日から二月である。なお、指定した期間は、決定が行

われる前はいつでも特許庁長官が延長することができることになっている。

3

〈経済産業省令で定める方式〉PCT規則^{4,5}に規定する出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名の記載があること、PCT規則^{2,3}及び¹⁵4に規定する提出者の氏名の記載及び押印があること、PCT規則¹¹から¹⁴11までに規定する願書、明細書、請求の範囲、図面および要約書が所定の様式により作成されていること（施規三〇条参照）。

（取り下げられたものとみなす旨の決定）

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。（改正、平一五法律四七）

一 前条の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同条の規定により指定された期間内に手続の補正をしなかつたとき。

二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。（改正、昭六〇法律四一、平一一法律一六〇、平一五法律四七、平二三法律六三、平二六法律三六）

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、経済産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号のいずれかに該当することを発見したとき。
(改正、昭六〇法律四一、平一一法律一六〇、平一五法律四七)

〔趣旨〕

本条は、PCT一四条(1)(b)、(3)(a)、(b)及び(4)を受けた規定であり、国際出願について特許庁長官が取り下げられたも

のとみなす旨の決定をする場合を定めている。この決定の効果は、PCT二四条(1)に規定されており、指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅するとされている。

本条により取り下げられたものとみなす旨の決定がされた国際出願については、PCT二五条により各指定国において救済を受けることができる。

本条は、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をすべき場合を具体的に列挙している。一号は期間内に補正を行わなかつたときであり、PCT一四条(1)(b)に、二号は期間内に手数料が納付されなかつたときであり、PCT一四条(3)(a)に、三号は受理官庁としての特許庁長官が国際出願について四条一項の各号の一に該当することを見過ごし、誤つて国際出願日を認定した後、一定期間内にその過ちを発見した場合であり、PCT一四条(4)にそれぞれ対応している。

なお、平成一五年の一部改正前は、二項において、納付すべき手数料の全額が期間内に納付されなかつた場合には、特許庁長官は、指定国的一部について国名を明示してその指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をすることを定めていたが、平成一四年のPCT同盟総会で採択されたPCT規則改正により、国際出願の願書の記載要件である国指定が削除され、指定手数料自体が廃止されたため、平成一五年の一部改正により削除された（三条参照）。

また、平成二三年及び平成二六年の一部改正において、一八条の改正に伴う所要の改正が行われた。

〔字句の解釈〕

「二号の経済産業省令で定める期間」 PCT規則16の2.1(a)に基づき定められており、補正を命じた日から一月である（施規三二条参照）。

「三号の経済産業省令で定める期間」 PCT規則1にに基づき定められており、国際出願日から四月である（施規三三条参照）。

第三章 國際調査

(國際調査報告)

第八条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項「國際出願日の認定」の規定による認定をした國際出願（条約に規定する他の國際調査機関が条約第十五條に規定する國際調査（以下「國際調査」という。）をするものを除く。この章及び次章において同じ。）につき、審査官に条約第十八条(1)に規定する國際調査報告（以下「國際調査報告」という。）を作成させなければならない。（改正、昭六〇法律四一）

2 審査官は、國際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、國際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。

一 國際調査をすることを要しないものとして經濟産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。（改正、昭六〇法律四一、平一一法律一六〇）

二 明細書、請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるため、これらの書類に基づいて有効な國際調査をすることができないとき。

3 審査官は、國際出願がその一部の請求の範囲につき前項各号の一に該当するときは、その旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求のみについてした國際調査の結果を、國際調査報告に記載するものとする。

4 特許庁長官は、國際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の單一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明

の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。（改正、平二三法律六三、平二七法律五五）

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 十万五千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 十六万八千円
 5 審査官は、前項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、経済産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際調査報告に記載するものとする。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、PCT一五条(1)、一六条(1)、一七条(2)及び(3)を受けた規定であり、国際調査報告について定めたものである。

一項は、特許庁が国際調査機関となる国際出願について審査官が国際調査報告を作成することを定めたものである。国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とするものであり（PCT一五条(2)）、特許法上の出願審査における先行技術の調査に類似するものであること、PCTは国際調査機関である特許庁長官がその内部の職員に国際調査報告を作成させることを禁止していないことから、特許庁長官が審査官に国際調査報告を作成させることとしたものである。本項の審査官の資格は政令で定めることとなつてゐる（一九条二項で準用する特四七条二項）が、政令では特許法上の審査官と同一の資格を定めている（施令四条）。

なお、審査官に国際調査報告を作成させることとし、対外的にも審査官が作成責任を負うこととなるが、このことは特許庁長官が特許庁職員としての審査官に対して有する一般的指揮監督権限がなくなることを意味しないことは当然である。

一項の括弧書は昭和六〇年の一部改正により追加されたものであり、国際出願制度の利用促進の観点から、特許庁を受理官庁とする国際出願について、他の国際調査機関による国際調査を受けられる制度を採用することに伴い、他の国際調査機関が国際調査をする国際出願については特許庁の審査官は国際調査報告を作成しない旨規定したものである。

なお、次章において同じく規定されていることから、他の国際調査機関が国際調査をする国際出願については、特許庁長官に国際予備審査の請求をすることはできない。

二項は、PCT一七条(2)(a)に対応するものであり、国際出願がその全部の請求の範囲について科学及び数学の理論等に該当する場合であって、審査官が国際調査を要しないと判断した場合（一号）又は明細書等の記載不備等のため有効な国際調査をすることができないとき（二号）は、審査官は国際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない旨を定めている。

なお、国際調査報告を作成しない旨の決定がされた場合の各指定国への翻訳文の提出期間も、優先日から三〇月である（PCT一三一条(2)参照）。

三項は、国際出願がその一部の請求の範囲について二項各号のいずれかに該当するときは、当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについて国際調査報告を作成する旨を定めている（PCT一七条(2)(b)参照）。

四項は、PCT一七条(3)(a)に対応する規定であり、国際出願が発明の單一性の要件を満たしていない場合についての取扱いを定めている。平成二三年の一部改正前は、本項で規定された手数料は、「実費を勘案して政令で定める金額の手数料」と規定されていた。そのため、我が国出願人の海外での競争力強化に向けた外国出願支援を行う一環として、

国際出願に係る手数料を政策的判断から安価に設定することができなかつた。当該事情を鑑み、平成二三年の一部改正後には、「実費を勘案して」との文言を削除するとともに、特許法一九五条二項の規定に倣い手数料の上限額を法定し、具体的な手数料を法定の金額の範囲内において政令で定める金額とした。

出願人は、本項の命令に不服があるときは、手数料を追加して納付するとともに、異議を申し立てができる（PCT規則40.2(c)、施規四四条参照）。平成二七年の一部改正では、一八条の手数料規定の改正と同様に、日本語と外国語別に手数料の上限額を規定することとした。

五項は、四項の命令に従わずに手数料を追加して納付しない場合においては、国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分に区分し、前者については国際調査の結果を、後者についてはその旨を、国際調査報告に記載する旨を規定したものである。

〔字句の解釈〕

1 〈他の国際調査機関〉 PCT規則35.2の規定により、昭和六〇年一〇月欧州特許庁、平成二七年四月シンガポール知的所有権庁を国際調査機関として特定している（施規一一条の三参照）。

2 〈二項の経済産業省令で定める事項〉 PCT三九規則に定められており、科学及び数字の理論、コンピューター・プログラム等である（施規四二条参照）。

3 〈発明の单一性〉 PCT一三規則に定められており、一の発明又は单一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明とされている。

4 〈四項の相当の期間〉 PCT規則40.1に定められており、命じた日から一月である。

5 〈政令で定める金額の手数料〉 国際出願法施行令二条参照。

6 〈五項の経済産業省令で定めるところ〉 PCT一七条(3)(a)に定められており、発明の記載の順序に従つて手数料が

納付されたものとみなされる（施規四六条参照）。

〔文献の写しの請求〕

第九条 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、経済産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。
(改正、平一一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、PCT二〇条(3)を受けた規定である。

出願人は、国際調査報告にその国際出願と関連があると認められる技術文献が列記されているときは、所定の手数料を支払うことなどを条件として（一八条一項）、特許庁長官に対し、その文献の写しを請求することができる旨を定めたものである。

〔字句の解釈〕

「経済産業省令で定める期間」 PCT規則44.3(a)で定められており、当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から七年である（施規四九条参照）。

第四章 國際予備審査

(國際予備審査の請求)

第一〇条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項「國際出願日の認定」の規定による認定を受けた國際出願の出願人は、經濟産業省令で定める期間内に、その國際出願について、特許庁長官に條約第三十三条に規定する國際予備審査（以下「國際予備審査」という。）の請求をすることができる。ただし、出願人が條約第三十一条(2)の規定により國際予備審査の請求をすることができる」ととされている者以外の者である場合その他經濟産業省令で定める場合は、この限りでない。（改正、平一一法律一六〇、平一五法律四七）

2 前項の請求をしようとする者は、經濟産業省令で定める事項を日本語又は經濟産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出しなければならない。（改正、平一一法律一六〇、平一五法律四七）

〔趣旨〕

本条は、PCT三一条を受けた規定であり、國際予備審査の請求について定めたものである。

國際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについての國際予備審査機関の予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的としている。國際予備審査について規定しているPCT二章は、留保可能であるが、我が国はPCTの批准に当たり留保をしなかつた。これは國際予備審査の実施が出願人にとって大きな意義を有するものであり、また、審査能力の十分でない開発途上国への審査

協力という重要な意味を有していること等を考慮したものである。

一項は、国際予備審査の請求をすることができる者について定めたものであり、PCT三一条(2)に対応する規定である。PCT三一条(2)(a)は、出願人がPCT二章の規定に拘束される（すなわち、PCT二章を留保していない）締約国の居住者又は国民である場合であって、国際出願をしたときは、国際予備審査の請求をすることができる旨規定しており、詳細はPCT五四規則に定められている。本項はこれと同趣旨のことを定めたものである。なお、一項の要件を満たさない出願人による国際予備審査の請求は、当然に受理されないこととなる。

平成一四年九月のPCT同盟総会において、国際予備審査の請求をするための期間については、新たにPCT規則54の2.1で規定されたことに伴い、平成一五年の一部改正において、国際予備審査の請求をすることができる具体的期間について、経済産業省令に委任することとした（施規五一条の二参照）。

二項は、国際予備審査の請求をしようとする者が提出すべき請求書に記載すべき事項及びその言語を定めたものであり、記載すべき事項としては、出願人の氏名等、国際出願の出願番号等である。また、言語については、法制定当初日本語のみとしていたが、昭和六〇年一〇月一日から、英語による国際出願が認められたことに伴い、英語によりなされた国際出願（特許庁以外の国際調査機関が国際調査をする場合を除く）について英語による国際予備審査の請求を認めた。

なお、平成一五年の一部改正前は、請求書に記載すべき事項として、国際予備審査を利用すべき指定国（選択国）が規定されていたが、前項と同様に平成一四年九月のPCT同盟総会で採択されたPCT規則改正により、記載要件である「国の選択」が削除され、国際予備審査の請求により全ての指定国の選択がなされる旨改正されたことに伴い、平成一五年の一部改正により、国際予備審査請求書から選択国の記載を削除することとした。

〔字句の解釈〕

1 「一項の経済産業省令で定める期間」 PCT規則54の2.1に規定されており、国際調査報告又は国際調査報告を作成

しない旨の通知及び国際調査機関による特許性に関する見解が出願人に送付されてから三月、又は優先日から二二月のいずれか遅い日までである。

2

「一項の経済産業省令で定める場合」PCT規則^{53,7}は「国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であつて第二章の規定に拘束される全締約国の選択を構成する」と規定しているが、その指定国がすべてPCT二章を留保している国際出願については、選択国の選択をすることが不可能であるため、そのような国際出願の出願人は、国際予備審査の請求をすることができない。そのような場合である（施規五一条参照）。

3

「一項の経済産業省令で定める事項」PCT規則^{53,2}及び^{53,5}に定められており、申立て、出願人に関する表示、代理人及び代表者に関する表示（代理人及び代表者がある場合）、国際出願に関する表示、補正に関する表示である（施規五二条参照）。

4

「一項の経済産業省令で定める外國語」PCT規則^{53,1}に定めるところにより国際予備審査の請求に係る国際出願が英語でされた場合には英語で国際予備審査の請求をすることとなる（施規五二条の二）。

（国際予備審査の請求に伴う補正）

第一 条 国際予備審査の請求をした出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができます。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、PCT三四条(2)(b)を受けた規定であり、国際予備審査の請求をした出願人が、出願時の明細書、請求の範囲

又は図面について、一定期間内にまた一定の範囲内で補正をすることができる旨を定めたものである。これは、出願人が国際調査報告をみて、あるいは一三条により新規性等がないとの審査官の見解をみて、明細書等について補正を行ない、これらの否定的判断を回避するためになされたものである。この補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない（すなわち、出願時における明細書等に記載した事項の範囲内に限られる）ことは当然である。

〔字句の解釈〕

〈経済産業省令で定める期間〉 PCT 規則 66.1(b)、66.2(c)・(d)、66.3(a) 及び 66.4(b) に規定されている（施規五五条参照）。

（国際予備審査報告）

第一二条 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約第三十五条に規定する国際予備審査報告（以下「国際予備審査報告」という。）を作成させなければならない。

2 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨を、国際予備審査の請求に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を、国際予備審査報告に記載するものとする。

一 国際予備審査をすることを要しないものとして経済産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

（改正、平一一法律一六〇）

二 明細書、請求の範囲若しくは図面における記載が不明確であり、又は請求の範囲が明細書による十分な裏付けを欠いているため、請求の範囲に記載されている発明につき、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)〔国際予備審査〕に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての同条(1)に規定する見解を示すことができないと

き。

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の單一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならぬ。(改正、平二三法律六三三、平二七法律五五)

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 二万八千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千円

4 審査官は、前項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減縮せず又はその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、経済産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際予備審査報告に記載するものとする。(改正、平一一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、PCT三五条(3)(a)・(b)、PCT三四条(3)(a)・(c)を受けた規定であり、国際予備審査報告について定めたものである。

一項は、審査官が国際予備審査報告を作成することを定めたものであり、国際調査報告についての八条一項に対応す

る。国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについての見解を示すことを目的とするものであり（PCT第三条①）、特許法上の出願審査における特許要件の有無に関する審査に類似するものであること、PCTは国際予備審査機関である特許庁長官がその内部の職員に国際予備審査報告を作成させることを禁止していないことから、特許庁長官が審査官に国際予備審査報告を作成させることとしたものである（八条の「趣旨」参照）。

なお、特許庁以外の国際調査機関が国際調査をする国際出願については、特許庁長官に対する国際予備審査の請求は認められない。

二項は、PCT第三条③(a)・(b)に対応し、PCT三四条④(a)に該当する場合には、その旨を（一部の請求の範囲につき該当する場合には、その旨及び一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を）記載すれば足りる旨を定めており、国際調査報告についての八条二項及び三項と同趣旨の規定である（ただし、二号については八条二項二号と若干表現が異なっている。これは国際調査と国際予備審査の趣旨・目的の差異による）。

三項は、PCT三四条③(a)に対応するものであり、国際予備審査請求に係る国際出願が発明の單一性の要件を満たしていない場合についての取扱いを定めている。平成二三年の一部改正前は、本項で規定された手数料は、「実費を勘案して政令で定める金額の手数料」と規定されていた。そのため、我が国出願人の海外での競争力強化に向けた外国出願支援を行う一環として、国際出願に係る手数料を政策的判断から安価に設定することができなかつた。当該事情を鑑み、平成二三年の一部改正後には、「実費を勘案して」との文言を削除するとともに、特許法一九五条二項の規定に倣い手数料の上限額を法定し、具体的な手数料を法定の金額の範囲内において政令で定める金額とした。この規定は、国際調査報告についての八条四項と同趣旨であるが、本項によれば請求の範囲の減縮が認められることに注意すべきである。出願人は、本項の命令に不服があるときは、手数料を追加して納付とともに、異議を申し立てることができる

(PCT 規則 68.3(c)、施規七〇条五項で準用する施規四四条参照)。

平成二七年の一部改正では、一八条の手数料規定の改定と同様に、日本語と外国語別に手数料の上限額を規定することとした。

四項は、三項の命令に従わない場合においては、国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分に区分し、前者については国際予備審査の結果を、後者についてはその旨を、国際予備審査報告に記載する旨を規定したものである。

〔字句の解釈〕

- 1 〈二項の経済産業省令で定める事項〉 PCT 六七規則に定められており、PCT 三九規則と同様である（八条「字句の解釈」）〈二項の経済産業省令で定める事項〉及び施規七〇条三項で準用する施規四二条参照）。
- 2 〈発明の單一性〉八条「字句の解釈」）〈発明の單一性〉参照。
- 3 〈三項の相当の期間〉 PCT 規則 68.2 に定められており、命令の日から一月である。
- 4 〈三項の政令で定める金額の手数料〉国際出願法施行令二条参照。
- 5 〈四項の経済産業省令で定めるところ〉 PCT 三四条(3)(c)及び PCT 規則 68.5 に定められており、審査官が主要な発明と認める順序（その順序を認めることができないときは記載の順序）に従つて手数料が納付されたものとみなされる（施規六〇条参照）。

（答弁書の提出）

第一三條 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が次の各号の一に該当するときは、国際予備審査報告の作成前に、出願人に対しその旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与える

ければならない。

- 一 請求の範囲に記載されている発明に、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)〔国際予備審査〕に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。
- 二 国際予備審査報告において条約第三十五条(2)〔国際予備審査報告〕に規定する意見を述べる必要があるときは、他の経済産業省令で定めるとき。

(改正、平一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、PCT三四条(2)(c)・(d)を受けた規定であり、国際予備審査手続における出願人の答弁書の提出の機会について定めたものである。

国際予備審査の請求に係る国際出願の請求の範囲に記載されている発明に新規性、進歩性または産業上の利用可能性がないとき(一号)、又は国際予備審査報告においてPCT三五条(2)に規定する意見を述べる必要があるとき、その他経済産業省令で定めるとき(二号)は、審査官は国際予備審査の報告の作成前にその旨及び理由を出願人に通知し、出願人にそのような判断に対する答弁の機会を与えるとするものである。

〔字句の解釈〕

- 1 <相当の期間> PCT規則66.2(d)に規定されており、通知の日から一月以上、二月以内の期間の範囲内で審査官が指定する期間である。また、出願人の請求により、その期間を延長することもできる(施規六一条の二参照)。
- 2 <経済産業省令で定めるとき> PCT規則66.2(a)に規定されている(施規六一条一項参照)。

(国際予備審査の請求の手続の不備等)

第一四条 国際予備審査の請求について、第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手続及びその効果については、政令で定める。

（改正、昭六〇法律四一、平一一法律一六〇、平一五法律四七、平二三法律六三、平二六法律三六）

〔趣旨〕

本条は、国際予備審査の請求について、納付すべき手数料が納付されていないこと等の不備がある場合について定めたものである。

国際出願について不備がある場合の手続等については、四条二項の補完命令、六条の補正命令等本法においても規定を設けているが、国際予備審査の請求の不備については、国際予備審査は出願人の請求が必要とされ、また留保可能ないわば傍系の手続と考えられ、さらにはその手続の不備の場合について、条約に規定がないこともあり、その手續及び効果について政令に委ねることとした。また、平成一五年の一部改正により、国際予備審査請求書から選択国の記載が削除されたことに伴い、当該要件を削除した。

また、平成二三年及び平成二六年の一部改正において、一八条の改正に伴う所要の改正が行われた。

〔字句の解釈〕

「政令」、「経済産業省令で定める事由」、国際予備審査の請求に不備がある場合については、PCT規則60.1(a)に規定がある。国際出願法施行令一条一項の補完の対象となる事由は、国際出願法施行規則六三条二項各号に列挙されている事

由がある場合であり、補完が受領された日に国際予備審査の請求が受理されたものとみなされる（PCT規則60.1(b)参照）。

国際出願法施行令一条二項の補正の対象とされる事由は国際出願法一八条二項の表三の項の手数料の納付がされていないこと、国際出願法施行規則六三条一項各号に列举されている事由がある場合であり、補正された場合は実際の請求日に国際予備審査の請求が受理されたものとみなされる（PCT規則60.1(b)参照）。

国際出願法施行令一条三項により補完又は補正がされなかつた場合は、その国際予備審査の請求は初めからなかつたものとみなされる（PCT規則60.1(c)参照）。

（準用）

第一五条 第九条〔文献の写しの請求〕の規定は、出願人が国際予備審査の請求をした場合に準用する。

〔趣旨〕

本条は、PCT三六条(4)を受けた規定である。出願人は、国際予備審査報告に列記された文献については、国際出願日から七年以内においては（施規四九条参照）所定の手数料の支払を条件に、特許庁長官に対しその写しを請求することができる。

なお、PCT三六条(4)によれば、「国際調査報告に列記された文献を除く」とされているが、我が国特許庁は、国際調査機関、国際予備審査機関のいずれにもなつてるので、本法ではこのようない外を定めずに、国際予備審査報告に列記された文献すべてについて、その写しの送付を請求することができるものとした。

第五章 雜則

(代表者等)

第一六条 二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手続については、経済産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してもこれを行なうことができる。(改正、平一一法律一六〇)

- 2 特許庁長官は、二人以上が共同して国際出願をした場合において出願人が代表者を定めていないときは、経済産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。(改正、平一一法律一六〇)
- 3 代理人によりこの法律の規定に基づく手続をしようとする者は、第十九条第一項前段において準用する特許法第七条第一項「未成年者、成年被後見人の法定代理人」本文の規定により法定代理人により手続をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

〔趣旨〕

本条は、二人以上が共同して国際出願をした場合において、出願人の代表者が手続を行い、又はその代表者に対し手続を行うことができる旨及び国際出願に関する手続についての代理人の資格等を定めたものである。

一項は、二人以上が共同して国際出願をした場合であつて共通の代理人を有しない場合は、出願人が選任した又は二項の規定により指定された代表者が、経済産業省令で定める場合を除き、特許庁に対し手続をし又は特許庁がその代表

者に対し手続をすることができることにより、両者の手続の煩雑を避け、円滑かつ適正な手続を確保しようとするものである。この代表者の制度は共通の代表者としてPCT規則上も認められているもので（PCT九条⁽³⁾及びPCT規則^{90,2}）、共通の代表者による行為又はこの共通の代表者に対する行為の効果は、出願人全員に及ぶとされており（PCT規則^{90,3}）、本項の代表者による手続又は代表者に対する手続についての効果も出願人全員に及ぶこととなる。

二項は、出願人が代表者を選任していない場合であっても、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官が代表者を指定することができる旨を規定したものである。

三項は、国際出願に関する手続について代理人により手続をしようとする場合は、原則として、弁護士又は弁理士、いわゆる職業代理人によらなければならない旨を定めたものである。これは、PCT四九条（国際機関に対し業として手続をとる権能）の作成の経緯、また関連規則（PCT八三規則、九〇規則）の規定等からみて、PCT上国際出願の手続の代理は、職業代理人によることが望ましいとされていると考えられることに加えて、国際出願の手続については次のようないふな事情があることをも考慮したものである。すなわち、国際出願に関する手續が一定の時間的制約のもとに厳格な方式に基づいて進められるものであることから、PCT等に精通した職業代理人によらない場合は、手続の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあり、その結果国際事務局、各特許庁に対し迷惑をおよぼす場合も生じ、ひいては我が国の国際的な信用問題にもなりかねないため、手續を円滑に進め我が国の国際的信用を確保するうえで、国際出願に関する手續については、職業代理人に限定することが妥当であると判断したことによるものである。なお、本項は本人が手続をすることを排除していいが、一九条一項において準用する特一三条一項及び四項の規定により、特許庁長官は本人が手続するに適当でないと認めるときは、職業代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

〔字句の解釈〕

1 　「一項の経済産業省令で定める場合」 PCT規則90の2.5(a)は、PCT規則90.2(b)によりみなされた共通の代表者は、

国際出願又は指定国の指定を取り下げることができない旨規定している（施規三六条四項参照）。

- 2 二項の経済産業省令で定めるところにより、PCT規則^{20.7}(b)は、国際出願をする資格を有する出願人のうち、願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす旨規定する（施規七一条参照）。

- 3 〈三項のその他政令で定める場合〉 PCT又はPCT規則において、本規定と矛盾する改正が行われた場合に、それに機動的に対処するために設けたものである。現在のPCT又はPCT規則においては、本規定と矛盾する規定はないためこの政令は定めていない。

（手続の補完等の特例）

第一七条 出願人が第四条第二項「補完命令」の規定による命令又は第五条第一項「図面に関する通知」の規定による通知を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手続を執つたときは、経済産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その命令又は通知を受けたことにより執つた手續とみなす。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、四条二項の手続の補完及び五条一項の図面に係る通知についての特例を定めたものである。

国際出願が四条一項又は五条一項に該当する場合には、特許庁長官は手続の補完命令又は通知をすることとされるが、これらの命令又は通知を受ける前に、出願人が手続の補完をしたとき又は図面を提出したときにおいても、経済産業省令で定める場合を除き、命令又は通知により手続をとったときと同様の効果が生ずることを定めたのが本条である。この趣旨は、PCT規則^{20.7}等に明らかにされている。

〔字句の解釈〕

〈経済産業省令で定める場合〉PCT規則^{20.7}に基づき定められており、施行規則七二条各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から二月を経過した後にとった場合である（施規七二条参照）。

（手数料）

第一八条 第九条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。（改正、昭六〇法律四一、平二三法律六三）

2 次の表の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

一	<p>特許庁が国際調査をする国際出願をする者</p> <p>イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合</p> <p>ロ 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合</p>	<p>一件につき十四万三千円</p> <p>一件につき二十二万千円</p> <p>条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局（条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。）に係るものとの金額として政令で定める金額</p>
二	<p>特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出</p>	<p>一件につき一万三千円</p> <p>条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際</p>

願をする者	国際予備審査の請求をする者 イ　一の項第二欄イに掲げる場合 ロ　一の項第二欄ロに掲げる場合	条約第三十一条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものとの金額として政令で定める金額
(追加、平二三法律六三、改正、平二六法律三六、平二七法律五五)	一件につき四万八千円 一件につき七万七千円	

3 特許法第一百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）並びに第八条第四項及び第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第一百九十五条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。）について、それぞれ準用する。（改正、昭五九法律二三、昭五九法律二四、昭六〇法律四一、平一〇法律五一、平一一法律二三〇、平一五法律四七、平二三法律六三、平二六法律三六）

〔趣旨〕

本条は、国際出願をする者等が納付しなければならない手数料を定めたものである。
平成二三年の一部改正前は、本条で規定された手数料は、「実費を勘案して政令で定める金額の手数料」と規定され

ていた。これは、手数料の額の設定について最近の立法例の多くが政令に委任していること、また、国際出願等に係る手数料については、多くの国が加盟する条約に基づくものであり、国際的バランスをも考慮する必要があるので、彈力的に改定を行えるようにすることが望ましいこと等の理由によるものである。ただし、政令に委任をするとしても、手数料の額は出願人にとって重要な要素であるため、「実費を勘案して」と法律に明定することとしていた。

平成二三年の一部改正時において、調査手数料等は各国内の知財政策と一体で決定されており、各国毎に異なっていることから、国際的なバランスを考慮する必要性は必ずしも強くなく、また、我が国の特許特別会計の收支の中長期的見通しによれば、国際出願料金が過度に上昇するようなおそれは低く、「実費を勘案して」と規定した時点から国際調査等に関する手数料設定の状況が変わってきた。

さらに、経済のグローバル化が進む中、国際出願を通して海外での特許権を取得し様々な国や地域の市場でのビジネスが今後益々重要となってくる。こうした状況の下、我が国出願人の国際競争力を確保する上で国際出願の支援も重要な役割を果たす。しかし、国際出願支援という政策的観点から料金を安価に設定しようとしても、国際出願に係る手数料は「実費を勘案して」と規定されているため、これができない状況にあった。こうした状況に鑑み、平成二三年の一部改正において、本条で規定されていた四種類の手数料を、実費を勘案して政令で定める金額の手数料と、政策的観点から決定すべきものとして上限額を法定し、法定の金額の範囲内において政令で定める手数料とに分けて規定した。

平成二六年の一部改正においては、従来、特許庁長官が告示する口座への振込が必要とされていた特許庁以外の国際調査機関に対する手数料及び国際事務局に対する手数料についても、特許庁に対する送付手数料や調査手数料と同様に特許印紙等を利用した納付を可能とするための改正を行った。具体的には、従来三項に定められていた特許庁以外の国際調査機関に対する手数料及び四項に定められていた国際事務局に対する手数料を政策決定により特許庁が徴収する手数料として二項の表の四欄に規定した。これに伴い、三項及び四項を削除し、従来の五項を三項として繰り上げた。

一項は、国際調査報告等に列記された文献の写しの請求手数料（PCT規則44及び71）について規定している。当該手数料は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料である。

二項は、国際出願をする者等が受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関たる特許庁、特許庁以外の国際調査機関及び国際事務局に対し納付すべき手数料を定めたものである。

このうち三欄に規定する特許庁に対する手数料は、特許庁が受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての任務を遂行するために必要な手数料であり、政策的観点から特許庁が決定する金額の上限のみを規定し、具体的な金額は政令に委任している。他方、四欄に規定する特許庁以外の国際調査機関に対する手数料及び国際事務局に対する手数料は、それぞれ各国際調査機関及びPCT規則において決定されるものであり、我が国の事情のみをもって金額の上限を設定することができないものであることから、国際出願時及び国際予備審査の請求時に徴収すべき手数料に関する根幹であるPCT三条(4)(iv)及び三一条(5)を参照することにより、四欄に掲げる金額をある程度特定した上で政令に委任するものである。

なお、特許庁以外の国際調査機関が国際調査をする場合の手数料の規定は、欧州特許庁が、特許庁を受理官庁とする国際出願について国際調査又は国際予備審査を行うこととしたことに伴い、昭和六〇年の一部改正で追加されたものである。

これらの手数料の納付にあたっては、平成二六年の一部改正により、二欄に掲げる者が、三欄に掲げる金額と四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付することとなつた。具体的には、表一の項において、特許庁による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料は三欄に掲げる送付手数料（PCT一四規則）、調査手数料（PCT一六規則）と、四欄に掲げる国際出願手数料（PCT一五規則）である。表二の項で規定する他の国際調査機関（欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁）が国際調査をする国際出願をする者が特許庁に納付すべき手数料は、三欄に掲げる送付手

数料、四欄に掲げる他の国際調査機関に対する調査手数料及び国際出願手数料である。表三の項は三欄で国際予備審査手数料（PCT五八規則）を、四欄で取扱手数料（PCT五七規則）について規定している。平成二七年の一部改正では、表一の項及び表三の項において、日本語と外国語の別に、各手続の実費を勘案して算定した額を上限額として定めることとした。

三項は、一項及び二項の規定により納付すべき手数料（四欄に規定する特許庁以外の国際調査機関に対する手数料及び国際事務局に対する手数料を除く。）並びに追加して納付すべき手数料（八条四項又は一二条三項）については、特許法一九五条四項、五項、七項、八項、一項から一三項までの規定（手数料を納付すべき者が国である場合の特例、特許印紙による納付及び過誤納）を準用することを定めている。また、四欄に規定する特許庁以外の国際調査機関に対する手数料及び国際事務局に対する手数料については、PCT規則上、国際出願や国際予備審査の請求を受理する特許庁が出願人からの手数料を徴収することを義務付けられていること、国際事務局等への特許庁による送金が国の歳出として予め想定されていることなどの理由から、手数料を納付すべき者が国である場合の特例は準用せず、一九五条八項、一一項から一三項（特許印紙による納付及び過誤納）までの規定のみを準用することを定めている。

〔字句の解釈〕

- 1 〈政令で定める金額〉 国際出願法施行令二条参照。
- 2 〈調査手数料の部分払戻し〉 PCT規則16.3及び同規則41は、国際出願が先の国際出願又は特許出願若しくは実用新案登録出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、先の国際出願又は特許出願若しくは実用新案登録出願について同一の国際調査機関が国際調査又は審査を行っており、当該先の国際調査又は審査の結果に基づいて、後の国際調査報告を作成することができる場合には、調査手数料を払い戻す旨規定しており、我が国でも施行規則五〇条で同趣旨の規定を設けている。なお、この払戻しは過誤納ではなく、したがって特許法一九五条一一項、一二項及び一三項

は準用されない。

(特許法の準用)

第一九条 特許法第七条第一項から第三項〔未成年者、成年被後見人等の手続をする能力〕まで、第八条〔在外者の特許管理人〕、第十一条〔代理権の不消滅〕、第十三条第一項及び第四項〔代理人の改任等〕、第十六条〔手続をする能力がない場合の追認〕、第二十条〔手続の効力の承継〕並びに第二十一条〔手続の続行〕の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。（改正、平八法律六八）

2 特許法第四十七条第二項〔審査官の資格〕の規定は国際調査及び国際予備審査に準用する。

3 特許法第一百九十五条の三〔行政手続法の適用除外〕の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。（本項追加、平五法律八九）

〔趣旨〕

本条は、特許法の規定を準用する旨を定めたものである。

一項は、特許法七条一項から三項まで（未成年者、成年被後見等の手続をする能力）、特許法八条（在外者の特許管理人）、特許法二一条（代理権の不消滅）、特許法一三条一項及び四項（代理人の改任等）、特許法一六条（手続をする能力がない場合の追認）、特許法二〇条（手続の効力の承継）並びに特許法二一条（手続の続行）の規定は、この法律の規定に基づく国際出願等に関する手続に準用する旨を定めたものであり、国際出願等に関する特許庁と出願人との間における手続を円滑

かつ適正に遂行することを目的としている。この趣旨は、PCT二七条(7)においても認められているところである。なお、後段は、将来、PCT又はPCT規則の改正により、特許法のこれらの規定に合致しない規定がPCT又はPCT規則において設けられる可能性もなしとしないため、そのような場合に、PCT又はPCT規則の改正に応じて政令で特例を定めることができるとしたものである。

また、平成八年の一部改正においては、特許法八条三項の規定が削除されたことに伴い、該当箇所を改正した。

二項は、国際調査報告の作成および国際予備審査報告の作成は、前述（八条および一二条の項参照）のように特許法上の出願審査における先行技術の調査に類似するため、特許法四七条二項（審査官の資格）を準用することとしたものである。

三項は、平成五年に制定された行政手続法の適用除外を定めた特許法一九五条の三の規定を準用する旨を規定したものである。

（経済産業省令への委任）

第二〇条 第二条から前条までに定めるもののほか、国際出願、国際調査及び国際予備審査に關し条約及び規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、経済産業省令への委任を定めたものである。この法律各条において経済産業省令へそれぞれ委任した事項のほか、PCT及びPCT規則を実施するため、必要な事項の細目を包括的に経済産業省令に委任したものであり、これはPCT及びPCT規則において、国際出願等の手続、各種様式等について詳細に規定されていることによるものであ

る。

(**条約に基づく機関としての事務**)

第二一条 この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

[**趣旨**]

本条は、特許庁が日本国民等以外の者についてPCTによる受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務行うことができる旨を確認的に規定したものである。

PCTにおいては、特許庁が日本と他の締約国との間の合意に基づき、その締約国の国民または居住者のための受理官庁として行動すること（PCT規則19.(b)）、総会でPCTによる国際出願をすることが認められた非締約国の国民または居住者のために受理官庁として行動すること（PCT規則19.(c)）、国際事務局との取決めにおいて定める管轄地域内の受理官庁に受理された国際出願につき、国際調査機関、国際予備審査機関として行動すること（PCT一六条(2)、(3)(b)、三三条(2)等）が可能であることが規定されている。我が国としては、我が国が世界有数の特許大国であること、アジアの中で中心的存在であること、開発途上国のための受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関として行動することは開発途上国への協力として有意義であること等の理由から、特許庁が開発途上国の国民等の受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関として行動すべきであると考えられるため、その趣旨を確認的に規定したものである。

しかしながら、特許庁が開発途上国の受理官庁等としての事務を行うことにより、国内出願の円滑な処理に支障が生じることは、PCTに加盟する意義を失わせることにもなりかねないので、それらの事務は国内出願の事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において行うことを明記したものである。

なお、昭和五九年八月に大韓民国のPCTへの加入が発効したことに伴い、翌九月から大韓民国の出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択して国際出願した場合、平成一三年八月にフィリピンのPCTへの加入が発効したことには併し、翌年一月からフィリピンの出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択して国際出願した場合には、日本国特許庁がそれらの国際出願について国際調査を行うこととなつた。その後、平成二二年四月からタイ王国、平成二四年七月からベトナム、平成二四年一二月からシンガポール、平成二五年四月からマレーシア、平成二五年六月からインドネシア、平成二七年七月から米国、平成二七年一〇月からブルネイ、平成二八年一月からラオス人民共和国の出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択して国際出願した場合には、日本国特許庁がそれらの国際出願について国際調査を行うこととなつた。

附 則

附 則（昭和五三年法律第三〇号抄）

〔施行期日〕

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日「昭和五三年一〇月一日」から施行する。ただし、第三章の規定は条約第十六条(3)(b)〔国際調査機関の選定〕に規定する取決めが特許庁について効力を生ずる日から、第四章及び次条の規定は条約第三十二条(3)〔国際予備審査機関の選定〕において準用する条約第十六条(3)(b)に規定する取決めが特許庁について効力を生ずる日から施行する。

〔趣旨〕

本条は、この法律の施行期日について規定したものである。

この法律は、一条でも述べたとおり、PCTの実施法であるため、PCTが我が国について発効する日とこの法律の施行期日と一致させることが適当と考えられるため、PCTが我が国について効力を生ずる日から施行するとしたものである。

PCTが我が国について発効するためには、国内手続としては国会の承認を必要とし、またPCT上は、世界知的有権機関（WIPO）の国際事務局の事務局長に批准書又は加入書の寄託を必要とし、その後三月をもってPCTに拘束されることになつている（PCT六三条②）。PCTは、この法律の成立に先立ち、昭和五三年三月三〇日に国会承認

され、これを受けて同年七月一日に国際事務局の事務局長に批准書を寄託したので、同年一〇月一日から我が国もPCTの締約国となり、したがって、この法律も同年一〇月一日に施行された。

なお、ただし書は、この法律の三章（国際調査）及び四章（国際予備審査）を施行するためには、我が国特許庁がPCT上の国際調査機関、国際予備審査機関として選定されなければならないが、この選定の日がPCTの発効の日よりも遅い日であることも考えられ得たため設けられたものであるが、実際には一〇月一日となり、両者は同一の日となつた。

（国際予備審査の請求件数の暫定的制限）

第二条 特許庁長官は、当分の間、国際予備審査機関に関する国際事務局との取決めに基づき、政令で定める期間ごとに、その期間内において受理すべき国際予備審査の請求の件数（以下「請求件数」という。）を制限することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により請求件数を制限しようとするときは、同項に規定する期間ごとに、その制限に係る件数を告示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求件数の制限に関する必要な事項は、政令で定める。

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が国際予備審査の請求件数について、当分の間、暫定的に制限できる旨を規定したものである。一項は、特許庁長官が当分の間、国際予備審査の請求件数を制限することができる旨定めたものである。国際予備審査は、出願人の請求によりなされるものであるが（一〇条一項）、その件数を予測することが困難であることから、あら

かじめそれに対応した特許庁における審査体制の整備をはかることは困難であり、また、国際予備審査の請求を無制限に認めた場合は、国内出願等の円滑な処理に支障を来たすおそれもある。以上のことから国際事務局との取決めに基づき、当分の間は、政令で定める期間ごとに特許庁長官が受理する国際予備審査の請求件数を暫定的に制限することができることとしたのであり、これはPCT上も認められている措置である（PCT六五条）。なお、PCT上は国際出願の件数又は種類について制限できるとされているが（PCT六五条②）、我が国の場合においては、国際出願の種類をもつて制限することはなじまないため、国際出願の数で制限することとした。

二項は、請求件数を制限しようとするときは、政令で定める期間ごとに件数を告示しなければならない旨を定めたものであり、国際予備審査の請求をしようとする者に事前に周知せしめることを目的としている。

三項は、国際予備審査の請求件数の暫定的制限に関し必要な事項は政令で定める旨を定めており、政令は、国際予備審査の請求が二項の規定により告示した請求件数に達したときは、特許庁長官はその旨を告示する旨、およびその告示の日の翌日以後は、その日の属する年の一二月三一日までの間は国際予備審査の請求はできない旨を定めている（施令附則三条参照）。国際出願法施行令附則三条一項の規定により告示された日の翌日以後に郵便により特許庁に到達した国際予備審査の請求書であって、その告示の日以前に郵便に付された国際予備審査の請求書については、発信主義を採用しこれを認めることとしている（施令附則三条ただし書）。

〔字句の解釈〕

「政令で定める期間」毎年一月一日から一二月三一日までの期間である（施令附則一条参照）。

附 則（昭和五九年法律第二三号抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和五九年法律第二四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年法律第四一號抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔昭和六〇年政令第二八六号により昭和六〇年一月一日〕から施行する。ただし、第五条「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正」の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日〔昭和六〇年政令第二五三号により昭和六〇年一〇月一日〕から施行する。

附 則（平成五年法律第八九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年政令第三〇一号により同年一〇月一日〕から施行する。

附 則（平成六年法律第一一六号抄）

〔趣旨〕

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。（後略）

〔趣旨〕

特許法の附則の「趣旨」参照。

附 則（平成八年法律第六八号抄）

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（後略）

〔趣旨〕

商標法の附則一条の「趣旨」参照。

第二条から第二十二条まで省略

〔趣旨〕

商標法の附則各条の「趣旨」参照。

附 則（平成一〇年法律第五一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条中特許法第百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）及び同法第百九十五条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二条中実用新案法第三十一条の改正規定及び同法第五十四条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四条の規定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規定並びに同法第七十六条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十八条〔特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正〕の規定 平成十一年四月一日

三（略）

〔趣旨〕

特許法の附則の「趣旨」参照。

第二条から第一八条まで省略

〔趣旨〕

特許法、实用新案法、意匠法及び商標法の附則各条の「趣旨」参照。

附 則（平成二年法律第二六〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二年法律第二二〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

第二条から第五条まで省略

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第九項」を「第十項」とする。

附 則(平成一五年法律第四七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第一百七条、第一百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法

律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十二条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

〔趣旨〕

特許法の附則一条の「趣旨」参照。

第二条から第五条まで省略

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「新国際出願法」という。）第三条第二項、第四条第一項第二号、第七条及び第十条第一項の規定は、この法律の施行後にする国際出願について適用し、この法律の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十条第二項及び第十四条の規定は、この法律の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

二〇〇三年のPCT規則改正の効力発生については、当該規則改正案と同時に採択された「効力発生と経過措置に関する

する決定」において、二〇〇四年一月一日に発効することとされ、改正項目に応じて発効日以降の出願から又は発効日以降の国際予備審査の請求から適用される。この決定に従い、国際出願法三条二項二号（国籍記載の緩和）の改正、みなし全指定に関連する三條二項四号から六号、四条一項二号の改正、七条一項二号及び二項（一部指定国のみなし取下げ廃止）の改正、一〇条一項（予備審査の請求時期の制限）の改正は施行後にする国際出願について適用し、みなし全選択に関連する一〇条二項、一四条の改正は施行後にする国際予備審査の請求について適用することとした。

また、本改正が適用されない国際出願及び国際予備審査の請求については、従来どおり、指定（選択）国の記載不備に対する補完命令、出願人の国籍及び住所の記載不備に対する補正命令、指定手数料の不足に対する指定国の一
部を取り下げられたものとみなす旨の決定等を行うことから、その根拠を明確にするために、施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、従前の例によるものとする経過措置を設けることとした。

第七条から第一八条まで省略

附 則（平成二三年法律第六三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成二三年政令第三六九号により平成二四年四月一日）から施行する。

第二条から第五条まで省略

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「新国際出願法」という。）第八条第四項及び第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日以後にする国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。）に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料（同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。）がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

第七条から第一〇条まで省略

(政令への委任)

第一一 条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一二 条から第二四条まで省略

附 則(平成二六年法律第三六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二七年政令第二五号により平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日〔平成二七年二月一八日外務省告示第四四号により同年五月一四日〕
- 二 第四条中商標法第七条の二第一項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二六年政令第二〇七号により平成二六年八月一日〕
- 三 第三条中意匠法目次の改正規定、同法第二十六条の二第三項の改正規定、同法第六十条の三を同法第六十条の二十四とする改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十七条第一項及び第七十三

条の二第一項の改正規定並びに第六条中弁理士法第二条、第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七十五条の改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定並びに附則第十二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の改正規定 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日〔平成二七年五月一三日〕

第二条から第五条まで 省略

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「新国際出願法」という。）第七条の規定は、この法律の施行後にする国際出願について適用し、この法律の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十四条の規定は、この法律の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、この法律の施行後にする国際出願及び国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

4 新国際出願法第十八条第三項において準用する新特許法第二百九十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第五項において準用する旧

特許法第百九十五条第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

第七条から第一九条まで 省略

附 則（平成二七年法律第五五号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二八年政令第一七号により平成二八年四月一日〕から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下この条において「新国際出願法」という。）第八条第四項及び第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定は、施行日以降にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。
2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。）に規定する手数料が施行日以降に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について

適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）に規定する手数料が施行日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、施行日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

【趣旨】

本条は、平成二七年の改正により、国際出願法八条四項、一二条三項、一八条二項に規定された手数料の経過措置を講じたものである。PCT規則には各手数料の適用基準日が規定されており、当該規定を踏まえた経過措置とした。

一項は、PCT規則第14.C及び第15.4には送付手数料、調査手数料等について国際出願日が手数料額の基準日と規定されているため、施行日以後にされた国際出願の送付手数料、調査手数料等に新料金を適用することとした。

二項及び三項は、PCT規則第58.1(b)には予備審査手数料、予備審査の追加手数料について納付する日が手数料額の基準日と規定されているため、施行日以後に納付された予備審査手数料・予備審査の追加手数料に新料金を適用することとした。